

平成 24 年 第 3 回 東彼杵町議会臨時会会議録

平成 24 年第 3 回東彼杵町議会臨時会は、平成 24 年 11 月 8 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 福田 修 君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番 堀 進一郎 君
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

10 番 後城 一雄 君

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 小山田 正一君	建 設 課 長 松尾 幸彦 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長
産業振興課長 原田 尚登 君	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (原田 尚登 君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 下野 慶計 君	まちづくり課長 松山 昭 君
教 育 次 長	税 務 課 長 三根 貞彦 君
会 計 課 長 森山 武司 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 上杉 房男 君 書 記 山下 美華 君

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 81 号 負担付き寄附の受納について
- 日程第 4 議案第 82 号 平成 24 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 5 議案第 83 号 平成 24 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 6 議案第 84 号 大野原高原線改良工事 (15 工区) 請負契約について

開会（午前 10 時 00 分）

○議長（森敏則君）

おはようございます。只今から平成 24 年第 3 回東彼杵町議会臨時会を開会します。会議を始める前にお知らせを致します。

後城議員が体調不良の為、それから山口教育次長及び富永町民生活課長が公務出張の為それぞれ欠席したいとの申し出があります。いずれも許可を致しておりますのでご了承下さい。

それでは、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（森敏則君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行ないます。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定によって 3 番浪瀬真吾君、4 番堀進一郎君を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（森敏則君）

日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って会期は本日 1 日間に決定しました。

日程第 3 議案第 81 号 負担付き寄附の受納について

○議長（森敏則君）

それでは日程第 3、議案第 81 号、負担付き寄附の受納についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 81 号、負担付き寄附の受納につきまして、負担付き寄附を受納したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 9 号の規定により議会の議決を求めます。

提案の理由と致しまして、建物の徐却という負担付き財産の寄附を受ける必要があるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 9 号の規定により、本案を提出致します。詳細につき

ましては総務課長より説明させます。慎重審議の上、然るべき決定を宜しく願います。総務課長。

○議長（森敏則君）

総務課長。

○総務課長（森隆志君）

代わりまして説明申し上げます。議案第 81 号中、この寄附の財産の中の建物。これにつきましては数年前から町の方にはどうにかならないかという申し入れがあった案件でございます。

それと渡邊町長になりまして 11 月の集会、或いは 3 月の集会、それぞれの集会で地域の方から要望、口頭による陳情がなされまして、それから調査をし始めましたが、生存する家督相続人 2 人が特定出来ました。その 2 人の方にどうにかならないかという事で話を持っていったんですが、中々お二人共東彼杵町にこういう資産があることにすら知らないで寝耳に水の状態でございまして、いきなり言われてもという事で解体等につきましては四苦八苦していたところでございます。そういう経過があったところで、空き家の適正管理条例を 6 月議会に於いて可決頂きました。それに基づいて今回、この対象物件の事業について取り組んできたところでございまして、8 月 3 日付けで適正管理条例によります勧告書をこのお二人に通知をしました。その際、2 人から申し入れがあった分については、どうにもならないからどうにか町の方で出来ないかという事で申し出がありましたので、条例と一緒に作りました老朽危険空き家対策事業実施要綱、これを適用させて頂く事にしました。第 4 条によりまして建物土地寄附申し入れ書がお二人の方から提出をされました。この事を受けまして 10 月 15 日に庁舎内で行われます審査会を設けて老朽危険空き家と認定をして受諾をした方が良いという事で決定を致しました。

本来の家につきましては明治 40 年に登録された物で現在 105 年が経過をしております。この中につきましては昭和 48 年まで何方かが住んでいらした経緯がありまして、それからしますと、約 40 年間今現在も空き家状態で野放しされていたという事でございます。

土地につきましては 63.9 m²、建物につきましては登記簿上瓦葺と草葺がありますけども約 39.66 m²の現存する建物がございます。

寄附者につきましては平川春枝さん、それと平川潤一郎さんと言う方お二人でございまして、平川春枝さんにつきましては認知症を患っておられまして成年後見人に弟の斉藤隆夫さんが 23 年 10 月付けで裁判所等に後見人として届出をされておりましたので、平川春枝さんに関しましての全ての財産の執行を斉藤隆夫さんが行われている状態でございます。平川潤一郎さんは平川春枝さんのもろ養子でございます。愛媛県にご健在でございますので、このお二人の方が相続人として該当しましたので、この方から寄附の申し出がありましたので、今回受け入れるわけですけれども、あくまでも予算にも今回お願いしておりますが、建物の解体をするという条件付予算を伴うものでございます。条件付でありますので地方自治法の 96 条第 1 項第 9 号に則り、議会の承認が必要という事でございますので、今回お願いするものでございます。議会の議決を頂きましたら登記を行いまして、町の方にしまして解体の方に進んで行きたいと思っております。宜し

くお願いします。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行ないます。質疑のある方はどうぞ。

4番議員堀君。

○4番（堀進一郎君）

ちょっとお尋ねしますけども、私も同じ部落でこの箇所は以前から危険だなという事で見えておりました。特に地域の方もそういう声をされておりましたけども、こうして町長が処理するという事で非常によかったなと考えております。そういう中で、一応今後この有効活用と言いますか、跡地の有効活用。それと維持管理。これを町としてどのように考えておられるのか。まずそれが一点。それと近所の人達の購入希望なんかのそういう買い手募集とかをされたのか。その辺をちょっとお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今後はまだ今日議決を頂きましてからの話ですので、正式にはまだこれから進めたいと思っています。それから購入の話もこれから議決後議会を通しまして、そういう方向で進めていきたいと思っています。

これは前段と致しまして、まずこういう町の方で解体じゃなくて、例えば長崎市辺りでやっております地域で何とか。例えば漁区施設とか公園とか何か活用出来ないでしょうかという事で、地域で買って頂いて解体等費用と相殺出来ないでしょうかとお話をしました。しかしそこら辺が自治会としてもどうしても高齢化辺りがありまして中々活用出来ないという事で返事が来ましたので、現在のところは本人さんの平川さんの方でお願いをしてくれという話で今回の結果となっております。

○議長（森敏則君）

他に。

7番議員佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

ああいう所の申し出と言うのが今後も増えてくると予想をされておりますが、だからもう一点ちょっと考えないといけないところは、都市計画とか何かの関係で周りの人に、例えば町でもどうも出来ない、地区でもどうも出来ないという事になると、隣接に売却するとしなった場合でも結局利用を制限されて売れない、買って何も使えない。例えば今日見て頂いたように車が入らない、駐車場にも使えない。隣接の所有者が勝手に増築すると言っても都市計画で増築が出来ないという事になると、ドンドンドンドン町でストックをしていかないといけないという問題も出てくると思うんですよ。だから最初にこの条例を出されてた時もそういう懸念もあったかなと思うんですが。だから今のところでいきますと、今日の場所はまだ下水道の工事も終わっていない。だからそういう事も併せて都市計画法、本来の用途であります生活道路。という事は結局、移転を伴う生活道路の設定。そういう事は町長は考えられていますか。どうですか、その辺は。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

都市計画法が確かに今あの地区に限って話をすれば、今後も中々建物が新興住宅みたいに出来る可能性はまずないと思っておりますので、どっちかと言えば高齢化でああいう空き家が逆に増えていく可能性がございますので想定は出来にくいですが、そういう今議員おっしゃった様な都市計画でのそういう拡幅、そんな場合にはドンドン活用していかなければなりませんけども、今回の所はどうしてもそういう道路を全く里道しかございませんので、中々今後の活用が非常に難しいと思います。但し、地区でのお話をした時には町道の海岸線の方ではなくて、今日見られたと思いますけども、宿の中央通りから入って来た道路に接続する方のお宅が、ここも今は不在家屋になっておまして、この辺と併せた様な活用方法しか考えられないと思っております。

○議長（森敏則君）

7番佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

ちょっとこの問題から外れるかもしれませんが、都市計画で最初に持っていったのが、そういう所をどうかしましようという話で言ったと思うんですよ。そのうちの一つが下水道工事だと。だから下水道工事をしながら結局、彼杵宿辺りでは移転、移設という風な問題が出てこなかったからまだ良かったんですけども、あそこの条件を言いますとどうしても関連が、移転、移設の可能性を含めて検討しないといけない場所が在りはしないかなと思うわけです。だからそういう点を含めたところでの、今結論を出せという訳ではないですけども、その西宿、東宿辺りが下水道工事に掛かる前までには必要か、必要でないか。或いはどうしてもやらなければならないという場合も出てくるかと思うんですよ。そうなった場合の財政負担であるのか、本人さん達の費用負担も出てくるかと思っておりますので、検討を十分されてそれから着手するという様な形にされては如何かと考えておりますが、どうでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず今回もし寄附が受納出来ましたら、今おっしゃったように財産のストックになりますので、全て町有財産でございますので、それを仮に売却となれば一番良いんですけども売却できない場合が殆ど考えられますので、それまでは西宿自治会の方に維持管理をお願いしながら、今議員おっしゃるような下水道工事等がある場合は。例えばどの家が下水道工事があるのか今から詳細設計をやりますので、必要であればそういう下水道工事等の用地にも一部はなるかと思っておりますので、そこら辺を勘案しながら、ストックをしながら、状況を見つめて行きながら財産の有効活用を図っていきたいと思っております。

○議長（森敏則君）

他に。

5 番議員滝川君。

○5 番（滝川初夫君）

ここは建築基準法で言う二面が指定道路になっているんじゃないかと思いますが、それで宅地としては外枠がかなり出てきますので、宅地としてはとても考えにくい所ではないかと思しますので、寄附を受けられた後は更地になった後は地元自治会の方が利用されると思しますので、自治会との交渉をして頂きたいと思っております。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

確かに滝川委員が言われるように建築基準法の道路に接合しておりません。只、この事については現在町長が言いました様に西宿自治会で活用維持管理を貸付の状態で行う事を想定しておりますが、将来的に誰かがこの土地が欲しいという方については対応出来る可能性も残っております。と言うのがこの土地については新築が出来ませんが、隣の人が増築をしたいと言えば増築については認められた土地でありますので、その方で対応出来ればなと思っております。将来的に隣の人が欲しいとなったら、その方法でもいけるのかなと思っております。今後対応を見極めながらやって行きたいと思っております。宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、滝川委員からご質問があった道路は都市計画の 2.7m 道路で指定をされております。今日行かれた所の角の所で。

図面お持ちですか。これで行きますと岡田勝郎さん 1072 番、それから海喜久雄さん、これに真っ直ぐの道路がセットバックで、森川さんそれから浦口リュウさんと中浦賢治さんの間の道路でございます。このコの字の部分が 2.7m のセットバック道路になっております。A か B か後程課長が今調べておりますので、説明したいと思っております。以上です。

○議長（森敏則君）

他に。

9 番議員岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

そしたらちょっと参考までに建蔽率と容積率、この西宿のどのくらい有効事業に使える面積があるのか教えて下さい。それともう一点は、防災上の観点からここは公共用地

として残していく政策も考えられると思うんですが、町長如何でしょう。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建蔽率は多分70%で容積率は400%と思います。それから当然、解体をしますととても町の方で家を建てるとかいうのはまず無理でございますので、今言われた通り防災面でも更地の方が、公共更地そのものが多分良いかと思います。それと後地域の方で公園じゃないんですけれども、自分達で西宿の方で管理してもらえないかという事をお願いしようかと思っております。

先程、滝川議員の方から質問がありました道路はDの道路になります。

○議長（森敏則君）

他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第81号は会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第81号は委員会付託を省略する事に決定しました。これから討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

町長から訂正の要望がございます。町長。

○町長（渡邊悟君）

すみません、先程容積率を400と申しましたけれども、200の間違いでございました。申し訳ございません。

○議長（森敏則君）

そのまま続けます。

それではこれから議案第81号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第81号、負担付き寄附の受納については原案のとおり可決されました。

○議長（森敏則君）

次に日程第4、議案第82号、平成24年度東彼杵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第82号、平成24年度東彼杵町一般会計補正予算（第4号）、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,081千円を追加致しまして、総額を4,598,083千円と致します。

今回の補正予算につきましては、歳出では農地等災害復旧費が5,540千円でございます。それと東彼杵町老朽危険空き家対策事業実施要綱に基づきます危険空き家の徐却費用517千円などを計上致しております。

歳入につきましては、特定財源と致しまして農地等災害復旧事業費県補助金2,785千円、それから現年補助災害復旧事業債2,100千円など5,459千円を計上致しております。一般財源につきましては地方交付税が622千円を追加致しております。

詳細につきましては財政管財課長から説明を致します。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願い致します。財政管財課長。

○議長（森敏則君）

財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

代わりまして、補足して説明致します。

10ページをお願い致します。歳出でございます。2款1項5目財産管理費につきましては、町有財産の職務に掛かる審議会の設置費用と致しまして委員謝礼24千円。

それから15節につきましては、只今寄附の議決を頂きました老朽危険空き家の人力による解体工事と致しまして517千円。

それから11款1項3目24年農地等災害復旧事業費につきましては、6月の梅雨前線豪雨、9月の集中豪雨災害によりまして農地施設併せまして5箇所の復旧費用の計上という事でございます。

6ページをお願い致します。歳入でございます。11款1項1目地方交付税、今回の補正予算の一般財源と致しまして普通交付税に541千円、それから特別交付税に81千円それぞれ追加を致しております。併せまして622千円。

それから13款2項3目災害復旧事業負担金につきましては、農地等災害復旧地元負担金としまして工事費についてのみ県費補助残に所要の補助率を掛けまして574千円。

それから8ページに行きまして、16款2項7目災害復旧事業費県補助金につきましては、同じく農地等災害復旧事業費補助金と致しまして、農地施設それぞれ所要の補助率を掛けまして2,785千円を計上致しております。

それから9ページ、22款1項5目災害復旧債でございます。農地等災害復旧事業費から特定財源控除と致しまして残額に100%充当致しまして2,100千円でございます。

それから3ページをお願い致します。第2表地方債の補正でございます。ここは歳入

予算で計上致しております平成24年農地等災害復旧事業費の現年補助復旧債で補正という事で2,100千円を計上致しております。

1ページの第1表歳入歳出予算補正並びに4ページの事項別明細書は今回の補正の積上げでございますので説明を省略致します。以上でございます。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行ないます。

3番議員浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

10ページの5目財産管理費の中の8節報償費の件でお尋ねを致します。この財産処分審議会が出来ておりますが、何名ぐらいで構成をされて、それとどういった方が構成員として選ばれているのか。或いは年代が分かればお教えいただければと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長お願いします。

○議長（森敏則君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

説明致します。現在設置要綱を定めようと致しております、審議会の委員にお願いの予定を致している方は知識経験者4名、それから職員と致しまして財政管財課長1名、計5名でございます。知識経験者の中身でございますけれども、まずは東彼杵町固定資産評価審査会委員長、それから他に土地の知識に精通している方を何人か選任して、そういった経験のある方を選任致したいという風に考えております。以上でございます。

補足しますけれども、今手元に未定稿という事で設置要綱をお配りを致しております。この中身を見て頂ければ、大体中身はご理解頂けるものという風に思っております、宜しく申し上げます。

○議長（森敏則君）

他に。

9番議員岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

11ページの災害復旧事業費なんですが、15節工事請負費。この査定の申請箇所数と査定額、申請額をちょっとお尋ね致します。箇所数が一致しているのかどうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

産業振興課長お願いします。

○議長（森敏則君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（原田尚登君）

施設が3ヶ所、農地が2ヶ所でございます。それと後、掴みの方で若干農地と施設の方を計上しております。

○議長（森敏則君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時27分）

再開（午前10時28分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

代わりまして説明致します。農地が2ヶ所で査定額1,751千円。それから施設が3ヶ所で2,857千円でございます。

補足説明致します。査定額プラスに単独を100千円という事でございます。

○議長（森敏則君）

他に。

9番議員岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

そしたら査定で申請した額が、殆ど満額認められたという事で理解して良いんですね。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

議員ご指摘の通りでございます。

○議長（森敏則君）

他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第82号は会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 82 号は委員会付託を省略する事に決定しました。
これから討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 82 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 82 号、平成 24 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 83 号 平成 24 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 （第 2 号）

○議長（森敏則君）

次に議案第 83 号、平成 24 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 83 号、平成 24 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。歳入歳出それぞれに 24 千円を追加致しまして、総額を 888,386 千円とするものでございます。

提案の理由と致しましては、今回の補正予算は、介護予防事業通知事務に伴いまして事業費に 24 千円を追加致しまして、この財源として繰越金を計上致しております。

また、地域支援事業「高齢者つどいの広場」の見直しにより、必要な事業予算の組み替えを行うものでございます。

詳細につきましては町民福祉課長から説明をします。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますように宜しくお願い致します。町民福祉課長お願いします。

○議長（森敏則君）

町民福祉課長。

○町民福祉課長（西坂孝良君）

それでは議案第 83 号をご説明致します。6 ページの歳出をお願い致します。まず用語についてご説明を致しますけれども、二次予防対象者と言うのは要介護状態などになる虞の高い状態にあると認められる方という事です。一次予防対象者とは 65 歳以上の元気な高齢者全ての方となっております。

それでは 5 款 1 項 1 目 7 節賃金につきまして、地域支援事業実施要綱の改正によりまして二次予防事業対象者の選定方法が変更されまして、基本チェックリストというもの

で調査をする必要があるようになりました。当初は対象者の3分の1を予定しておりましたが、前倒し実施する事にし、対応する臨時職員を雇う為304千円の追加となりました。また高齢者つどいの広場の支援員の賃金ですが、現在登録者数が10月末現在で24名、週2回の開設を致しております。当初週2回の会場運営から送迎までを2名体制で検討しておりましたが、乗り降り時の事故、それから会場内の安全体制等を考慮しまして、高齢者の栄養指導まで出来る体制作りをしたいという事で人員を4名で見直しを行い、2名追加分585千円を計上するものでございます。合計889千円の追加計上となっております。

続きまして12節です。役務費につきましても、先程説明致しました基本チェックリスト調査の前倒しによる追加分でございます。

2目一次予防事業費7節賃金並びに11節需用費につきましても、補助事業の関係で一次対象者と二次対象者に分割して計上する必要があり、1目で説明しました高齢者つどいの広場の体制変更による追加分と事業の中で使用する消耗品の追加分でございます。

それから13節委託料につきましても、当初介護予防として筋肉トレーニング委託料を計画しておりましたが、総合型スポーツや高齢者つどいの広場への事業変更により2,199千円の減となっております。

次に7ページをお願い致します。5款2項5目11節需用費ですが、介護給付費通知用の封筒に掛かる予算が不足致しますので24千円追加計上となりました。

続きまして8ページをお願い致します。5款4項1目7節の高齢者つどいの広場に掛かる賃金。これは町単の分でございますけれども、その分から送迎用に車をリースしましたので、修繕費へ流用補正60千円を致したものでございます。

戻りまして歳入の方ですけれども、5ページをお願い致します。8款1項1目繰越金につきましても、歳出で説明しました歳出予算の財源として前年度繰越金を24千円を追加計上するものです。

戻りまして1ページから4ページにつきましても、只今の補正の積上げでございますので、説明を省略させていただきます。以上説明を終わります。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行います。

質疑がある方はどうぞ。

6番議員吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

6ページから8ページにかけて質問をさせていただきます。高齢者つどいの広場の事業と言うのは新規事業でございまして、これをされた主な理由が筋トレに掛かる委託料があまりにも高いという事で、今年4月から新規事業という事で町長がされたと思うんですけども、その筋トレに掛かった1年間の総額の費用と今回この高齢者つどいの広場に掛かる費用、どの位の減額を出来たのかどうかをお伺い致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今現在6ページで委託料で2,199千円あがっておりますけども、当初は2,700千円だったですね。その2,700千円の倍額ですから5,400千円が全くなかったという事でございます。

○議長（森敏則君）

6番議員吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

それはそれだけ5,700千円少なくなったという事で宜しいんですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

若干説明が足りませんが、5,700千円例年使っていたんですけども、これを今回の24年度当初予算は2,700千円で調整をしておりましたので、実質24年度予算では2,700千円が不要になったという事で今回それをこの「よんなっせ」の方に流用という形になっております。だから2,700千円の減額となっております。

○議長（森敏則君）

6番議員吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

私が聞きたいのは、この新規事業で色々立ち上げられたでしょう。その他に送迎用の車も借りてありますね。そういうものを入れたトータルのところでのどの位の需要が、筋トレの需要よりも減額になったかという事をお聞きしているんです。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民福祉課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり町民福祉課長。

○町民福祉課長（西坂孝良君）

今回補正をさせていただきますので、大体高齢者つどいの広場に掛かる費用が大体4,700千円ぐらいになります。そうすると先程言われた5,700千円ぐらいと比較しますと1,000千円ぐらい減という形になるんですけども、一応前やってました筋トレにつきましても総合型に切り替えたりとか、あと自主的にやっておられるものもありますので、全くわやになったわけではございません。その分は比較するところじゃないかなというのがありまして、特に高齢者つどいの広場については、これは今後の高齢化に向けて絶対やっていくべき事業じゃないかなと思いますので、この分は今からドンドンやっていかなければいけないという風に思っています。

○議長（森敏則君）

他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 83 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 83 号は委員会付託を省略する事に決定しました。

これから討論を行いません。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 83 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って議案第 83 号、平成 24 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 84 号 大野原高原線改良工事（15 工区）請負契約について

○議長（森敏則君）

次に議案第 84 号、大野原高原線改良工事（15 工区）請負契約についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 84 号、大野原高原線改良工事（15 工区）請負契約でございます。提案の理由と致しましては、大野原高原線改良工事（15 工区）の請負契約を締結する為、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出するものでございます。詳細につきましては建設課長から説明致します。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますように宜しくお願い致します。建設課長。

○議長（森敏則君）

建設課長。

○建設課長（松尾幸彦君）

代わりましてご説明を致します。契約の目的は大野原高原線改良工事（15 工区）でございます。契約の方法は指名競争入札による契約。契約の金額は 55,965 千円。契約の相手方は株式会社朽原建設代表取締役朽原保でございます。

平面図でご説明を致します。図面縦の道路が国道 34 号線になります。上の方が嬉野方面、下が江頭方面です。それと横の道路が大野原高原線です。左手が彼杵川に架かる一ノ瀬橋方向、右手が中尾方面になります。

すみませんが、ここで図面の訂正をお願いしたいんですが、横の道路、大野原高原線の着色を致している部分ですが、町道部改良という事で 40m と致しておりますが、80m の誤りでございます。申し訳ございませんが、ご訂正をお願い致します。

今回の工事はこの国道交差点から改良済み地点までの 80m と国道の右折レーンの設置等に伴います 254.5m の改良工事でございます。主な工事と致しまして、土工工事 2,100 m³、コンクリート擁壁工 226m、舗装工町道側が 806 m²、国道側が 2,315 m²、取り付け道路付属施設工として区画線 1,600m、その他排水溝 1 式、安全施設等などでございます。

工期と致しましては、25 年 3 月末を予定致しております。以上でございます。宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行ないます。

6 番議員吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

ちょっと私も不勉強なのでもう少し具体的に教えて頂きたいんですけど、その 80m の町道拡幅をするのに交差点に上がるという事で、その交差点部分のこっちから行きますと右車線、島原から来ても右車線の方の拡幅、国道の拡幅という事になっているんですけども、この図面を見ますと国道の大部分の工事の場所になっていますけれども、国道についてはこの拡幅以外にどのような工事をされるのか、ちょっと教えて頂きたい。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長お願いします。

○議長（森敏則君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（松尾幸彦君）

国道部分でございますけども、先程申しました国道部分がかなり延長が長くございます。254.5m という事で、所謂この交差点の中心部から江頭側に 140m ぐらいですね。それと嬉野側に 100m ちょっとなります。基本的な考え方でございますけども、縦の道路見ますと国道 34 号線山側右側に拡幅という事で用地買収終わっております。

主な工事と致しましては、それに伴います水路の付け替えとか、或いは歩道が 2.5m の物が付きます。この歩道の設置とかですね。先程申しました右折レーンの設置拡幅という事でございます。以上でございます。

○議長（森敏則君）

次に 4 番議員堀君。

○4 番（堀進一郎君）

ちょっと確認させていただきます。今、国道の右折帯レーンこの改良をするという事でしたけれども、これを全て町で負担でやるのか。国道として負担は無いのか。ちょっとその辺を。全て町負担で34号線の右折帯レーンをやるのか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（松尾幸彦君）

この改良工事の方が国道部分についても町道の方の改良が一つ原因という事になりますので、国交省との協議の中でもございますけども、町の方で負担をするという形になっております。原因者の負担という事でございます。

○議長（森敏則君）

4番議員堀君。

○4番（堀進一郎君）

何故質問したかと言うと、過去にこういう事例がありましたよね。例えば千綿の里の木場の入り口の右折帯の工事ですね。それから千綿宿の工業団地に入って行く右折帯ですね。あの時はこういう右折レーン辺りは国道事務所の方で直営で工事したという実績があったんだから、ちょっとお尋ねしたんですけれども、そういう因果関係で町でする箇所、或いは国道事務所でする箇所。何か基準と言うか、そういうものはあるんでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私の経験で行きますと、そういう基準はございません。原因者負担が一番基本的でございますので、この大野原高原線も町道大野原高原線の交差点の改良をする関係で接続の関係で右折レーンの設置が必要となりますので、これは町の原因者負担という事で町がやります。木場本線の場合はそこに事故が多発をしております、建設省も同時にそういう改良をしたいという事で、建設省の方で例えば里の駐在所を移転するとか、そういう費用も建設省で支払いをするのがありましたので、費用振り分けと言いますかアロケーションでそういう負担を決めておりますので、そういう場合は共同施工になります。国が負担をします。ですから何も原因がなければ、町の方で全て負担と。

○議長（森敏則君）

他に。

3番議員浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

ここの今度改良される部分については、町営バスの路線等も行っております。そうい

った事で工事をされる場合は、片側通行であれば通行可能なんですけれども、以前にもこの路線については一部通行止めという事で迂回したりしながら町営バスも運行された経緯がございますが、そういったところは今後どのようにされていくのか。又、もし通行止めの場合の迂回の方法とか、そういった事も考えておられるのかお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（松尾幸彦君）

町道の部分につきましては、ご承認頂いてから工程等については請負業者の方と打合せしてまいりますけども、まず通行の方の安全を第一に図るという事で全面通行止め等も出てこようかと思っております。一応、バスの路線につきましては、現在広域農道に取り付く部分も工事に入っておりますけども、その部分も全面通行止めという事で、バスの通りは迂回という事でお願いを致しているところでございます。以上でございます。

○議長（森敏則君）

他に。

5 番議員滝川君。

○5 番（滝川初夫君）

国道面にあります茶商組合の冷蔵庫ですね。これはもう今の状態で国道拡幅等も取り繕うとなっているんですね。再度、茶の冷蔵庫を相談するという事はない。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（松尾幸彦君）

現在の状況で工事をさせて頂くという事でございます。

○議長（森敏則君）

次に1 番議員福田君。

○1 番（福田修君）

町長にお尋ねします。大野原高原線は今、広域農道との取り付け工事の所とこれをやると全部終わってしまうんですか。これで終わりなんですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

終点部は今年で全部終わるんですけども、この起点部が若干国道部分が残ります。詳細につきましては課長の方から説明します。建設課長。

○議長（森敏則君）

建設課長。

○建設課長（松尾幸彦君）

国道部分につきましては、片側通行等で国道の工事を行ないますけども、国交省等の調整等もまだ細かい部分の打合せをしたりします。又、併せて下水道の工事も行われるという事になっていますので、そういう事を諸々考えますと年度内と言うのはかなり厳しいかなと。先で繰り越しと言う事でお願いする様な形になろうかと思っております。宜しく申し上げます。

○議長（森敏則君）

1 番議員福田君。

○1 番（福田修君）

ではそれが終わったら、終わりになるという事ですね。繰り越すかもしれないけども。そしたら広域農道の起点がありますね。あそこから中山の方に上る道の中でまだやってない部分があると思うんですが、大野原高原線の中で。その部分はどのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

広域農道、大野原高原線の終点から大楠小学校までのこの路線と、それから新たに谷口付近から国道 34 号線に付ける道路を拡幅をしないといけないわけですけども、これが昨年 24 年度も予算要求しましたけども、予算化が全くつかなかったんですね。交付金辺りも来ずに全く 0 なんですよ。それで 25 年度は概算要求終わっておりますけども、大野原高原線終点から大楠小学校までの設計、それから谷口付近から 34 号線までの設計の予算が今要求をしているところでございます。ですから含めまして、今後予算要求等がありますので、随時 25 年度には予算化になるようお願いをしていこうと思っております。

○議長（森敏則君）

他に。

9 番議員岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

ちょっと工期についてお尋ねを致しますが、この金額とこの位の事業量に対する標準工期はどの位になるんですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（松尾幸彦君）

標準の工期で言いますと 235 日、7.8 ヶ月という事になります。

○議長（森敏則君）

他に。

7 番議員佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

という事は完全に発注が遅い。ゴールが 3 月 31 日という考え方で行くと当然遅いという、発注が遅い。何でかと言わざるを得なくなってくるわけですね。予算を 3 月に取って前年度でもう概算は出来ている。発注をするだけ、単純に言えば。只、打合せかれこれあったでしょう。只、遅いんじゃないかと言わざるを得ない。始めから繰越が有り気で発注という解釈も出来る、十分今の話では。そういう事がないようにと前からも申し入れをしていたかと思うんですが、この件についてどうですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、ご指摘の通り 9 月末に全部発注というのを目指してきました。残ったのがこの大きな物件が残りまして、これは建設省の許認可があります。それから交付決定が何時来たのかも分かりませんが、もう一回設計は積上げないといけません。新たな単価ですね。ですから若干今回遅れたと思っております、自分自身としては。常々私も繰越はしてはならんという事で 9 月末発注を目処にしておりましたので、かなり喧しく言ってきたつもりなんですけども、どうしても先程聞いて見ますとどうしても繰越という話が出たものですから、それはちょっとまずいなと思っております。今、3 月末までの工期という事で本来なら 3 月末までに仕上げないといけません。あくまでも標準工期と言うのは標準工期でございまして、雨とか雪とか降らなければ、この今の機械力でいきますとそれぞれ企業努力もありますので、工期内完成もやぶさかでございますので、今そこら辺は安易に繰越と言うのは未だ認めておりませんので、あくまで工期内完成で進めていきます。その中で不測の事態が発生を致しますと、繰越という事で皆さんにまた繰越明許のお願いをする可能性もあるかと思っておりますけれども、如何にしても建設省の交通量の多い非常に重要な路線ですので、十分そこら辺を配慮しながら工期内完成を目指して行きたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

7 番議員佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

これに下水道工事がまた絡んでくるという事になると、マイナス要因という事が十分考えられるから、敢えて要望を出しておこうという事なんですけど、下水道の工事もうせ国交省の承諾、許認可辺りが必要ですし、だから早め早めに手を打って頂くように再度要望をしておきたいという風に思っております。宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

それでは質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第84号は会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第84号は委員会付託を省略する事に決定致しました。

これから討論を行いません。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って議案第84号、大野原高原線改良工事（15工区）請負契約については原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成24年第3回東彼杵町議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

閉会（午前11時00分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成25年 3月10日

議 長 森 敏 則

署名議員 浪瀬 真吾

署名議員 堀 進一郎